

小田原市企業誘致推進条例

【対象要件】

区分	新規立地	拡大再投資
	企業等が新たに土地・家屋を取得・賃借して事業所等を開設し、操業を開始する場合	市内で10年以上継続して事業を営む企業等が家屋の増築等を行い、事業を拡張する場合
投下資本額	大企業／1億円以上、中小企業／5千万円以上	
固定資産の取得期間	2020年4月1日から2025年3月31日まで	
操業開始期間	2020年4月1日から2027年3月31日まで	

【対象地域】

工業地域、工業専用地域、工業系保留区域

【対象業種】

製造業、自然科学研究所、情報通信業

【支援内容】

- 立地奨励金
投下資本額の10%(上限1億円)
- 税制上の優遇制度
事業開始後3年間の固定資産税、都市計画税の税率を2分の1にします。
- 雇用促進奨励金
5人以上の市内居住者を1年以上継続して新たに雇用した場合、1人につき20万円(上限1,000万円)
※条件により適用できない場合があります。

工場立地法による緑地面積率等の緩和 (工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例)

【対象地域】

工業地域、工業専用地域、準工業地域

【支援内容】

工業専用地域、工業地域	緑地面積率	6%以上
	環境施設面積率	5%以上、計11%以上
準工業地域	緑地面積率	15%以上
	環境施設面積率	5%以上、計20%以上
上記地域における重複緑地算入率 50%		

小田原市企業振興資金融資

【対象者】

- 市内に事業所を有し1年以上継続して同一事業を営むもの
- 製造業及び製造業に関連する電気業、ガス業、熱供給業、道路貨物運送業、倉庫業等
- ※その他条件があります。

【対象地域】

○工業地域、工業専用地域、準工業地域

【融資条件】

- 用途/市内の工場適地に移転、増設、設備投資等を行うための資金
- 限度額/1億円(所要額の80%以内)
- 融資利率/2.1%
- 返済方法/割賦返済、20年以内(据置1年)

【その他支援】

- 3年間、利子相当額を助成します。
- 15万円を限度として、支払った信用保証料を助成します。

小田原市企業立地促進融資利子補給制度

【対象者】

神奈川県企業立地促進融資を利用して、小田原市に立地する企業

【適用期間】

利子の支払いを始めた日の属する月から3年以内

【利子補給の対象となる融資限度額】

西湘テクノパーク及び鬼柳・桑原地区工業団地に立地する場合は融資額のうち5億円以内、それ以外は1億円以内の額に対する利子相当額が対象

【支援内容】

融資利率以内の利子相当額を助成

問合せ

小田原市経済部産業政策課 (0465)33-1513